

専有部分の家屋番号	580-1-101 ~ 580-1-114	580-1-201 ~ 580-1-217	580-1-301 ~ 580-1-317	580-1-401 ~ 580-1-417	580-1-501 ~ 580-1-517	580-1-601 ~ 580-1-617	580-1-701 ~ 580-1-717	580-1-801 ~ 580-1-814	580-1-901 ~ 580-1-914	580-1-1001 ~ 580-1-1014	580-1-1106 ~ 580-1-1114
-----------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------------	-------------------------

表題部 (一棟の建物の表示)	調製	平成16年11月15日	所在図番号	余白
所在	河内長野市小山田町 580番地1			余白
建物の名称	ローレルコート千代田			余白
① 構造	② 床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
鉄筋コンクリート造陸屋根1階建	1階	1137:47	余白	
	2階	1447:92		
	3階	1411:23		
	4階	1445:26		
	5階	1369:22		
	6階	1369:22		
	7階	1369:22		
	8階	1137:47		
	9階	1137:47		
	10階	1137:47		
	11階	747:09		
余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年11月15日	

表題部 (敷地権の目的である土地の表示)	①土地の符号	② 所在及び地番	③地目	④ 地積 m ²	登記の日付
	1	河内長野市小山田町580番1	宅地	8150:58	平成9年10月7日
	2	河内長野市小山田町580番5	山林	1314:	平成9年10月7日

表題部 (専有部分の建物の表示)	不動産番号	1224000039508		
家屋番号	小山田町 580番1の102			
建物の名称	102			
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居室	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 72:06	平成9年9月18日新築	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年11月15日	

表題部 (敷地権の表示)	①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕
	1・2	所有権	1283267分の7521	平成9年9月18日敷地権 〔平成9年10月7日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成10年1月22日 第662号	原因 平成9年12月13日売買 所有者 大阪府河内長野市小山田町580番地の1(102号) 田中勝彦 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年11月15日
2	差押	平成28年10月26日 第21635号	原因 平成28年10月25日大阪地方裁判所 堺支部強制競売開始決定 債権者 東京都千代田区麴町五丁目2番地1 株式会社オリエンコーポレーション
3	所有権移転	平成29年7月25日 第14950号	原因 平成29年7月24日強制競売による売却 所有者 大阪市淀川区西宮原一丁目8番14号 株式会社ハウスコンサルタント
4	2番差押登記抹消	平成29年7月25日	原因 平成29年7月24日強制競売による売却

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成10年2月4日 第1170号	原因 平成10年2月4日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,840万円 利息 金1,620万円につき年3・00% ただし、平成20年2月4日から年4・00% 金220万円につき年3・60% ただし、平成20年2月4日から年4・00% (ただし月割計算。月末満の期間は、年365日の日割計算) 損害金 年14・5% (年365日の日割計算) 債務者 大阪府河内長野市小山田町580番地の1(102号) 田中勝彦 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住宅金融公庫 (取扱店 株式会社あさひ銀行河内千代田支店) 順位1番の登記を移記
付記1号	1番抵当権移転	平成25年3月6日 第5514号	原因 平成19年4月1日独立行政法人住宅金融支援機構法附則第3条第1項により承継 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 独立行政法人住宅金融支援機構
2	抵当権設定	平成10年2月4日 第1171号	原因 平成9年11月4日保証委託契約による 求償債権平成10年2月4日設定 債権額 金230万円 損害金 年14% 債務者 大阪府河内長野市小山田町580番地の1(102号) 田中勝彦 抵当権者 埼玉県浦和市常盤十丁目13番10号 あさひ銀保証株式会社 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年11月15日
3	1番抵当権抹消	平成28年8月2日 第15538号	原因 平成28年3月31日弁済
4	2番抵当権抹消	平成28年8月2日 第15539号	原因 平成28年3月28日解除
5	根抵当権設定	平成29年7月31日 第15502号	原因 平成29年7月24日設定 極度額 金590万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 大阪市淀川区西宮原一丁目8番14号 株式会社ハウスコンサルタント 根抵当権者 大阪府中央区備後町二丁目2番1号 株式会社近畿大阪銀行 (取扱店 十三支店)

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。